

新 旧 対 照 表

新

高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱（抜粋）

第1条～第3条（略）

（区分及び免除基準）

第4条 授業料等の免除は全額免除及び半額免除（免除金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、それぞれ次の基準により決定する。

（1）授業料等の免除を受けようとする生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、全額免除とする。

（ア）生活保護法による被保護世帯に属する者（高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る）

（イ）児童福祉法に規定する児童養護施設入所者

（2）授業料等の免除を受けようとする生徒及び生徒の父母（父母に代わって家計を支えている者がある場合はその者を含む。以下「保護者等」という。）が、地方税法の規定による市町村民税の課税標準額が35万円未満である場合であって、保護者等の死亡、疾病・障害、失業等の事情により、学費の支弁が困難であると認められるときは、半額免除とする。

旧

高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱（抜粋）

第1条～第3条（略）

（区分及び免除基準）

第4条 授業料等の免除は全額免除及び半額免除（免除金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、それぞれ次の基準により決定する。

（1）授業料等の免除を受けようとする生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、全額免除とする。

（ア）生活保護法による被保護世帯に属する者（高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る）

（イ）児童福祉法に規定する児童養護施設入所者

（2）授業料等の免除を受けようとする生徒及び生徒の父母（父母に代わって家計を支えている者がある場合はその者を含む。以下「保護者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合であって、保護者等の死亡、疾病・障害、失業等の事情により、学費の支弁が困難であると認められるときは、全額又は半額免除とする。

（ア）地方税法の規定により市町村民税が非課税であるとき

（イ）地方税法の規定により市町村民税の課税標準額が均等割のみであるとき

（ウ）地方税法の規定による市町村民税の課税標準額が35万円未満であるとき

(3) 火災・風水害等により、家屋等を半壊（半焼）以上の被害を受け、学資の支弁が困難となった者（申請時において被災にあった時点から1年以内の者に限る。）は、半額免除とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、家計の急変等、特別の事情により学費の支弁が困難となった者については、全額又は半額免除とする。

2 (略)

第5条～第9条 (略)

附 則 (略)

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(3) 火災・風水害等により、家屋等を半壊（半焼）以上の被害を受け、学資の支弁が困難となった者（申請時において被災にあった時点から1年以内の者に限る。）は、全額又は半額免除とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、家計の急変等、特別の事情により学費の支弁が困難となった者については、全額又は半額免除とする。

2 (略)

第5条～第9条 (略)

附 則 (略)

様式第1号 (第6条関係)

授業料等免除申請書

フリガナ			年齢		現住所			
生徒氏名								
学校名	高等学校	分校	全日制・定時制・通信制	<u>専攻科</u>	学年	年		
保護者の現住所								
同一生計者の状況								
続柄	氏名	年齢	職業(学年)	生徒本人との同居・別居	本年の収入見込額(円)	就労の可否(高齢・未成年者は除く)		
						就労の可否	否・やや否の理由(職種など)	
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
前年度の授業料等免除状況	<input type="checkbox"/> 有 (全額免除・半額免除)		<input type="checkbox"/> 無		交通遺児の該当	<input type="checkbox"/> 有		
<u>高等学校等就学支援金・高等学校等専攻科修学支援金等の認定状況</u>	<u>令和 年 月分 ~ 令和 年 月分</u>		<u>全額支給・半額支給・認定なし</u>					
授業料等免除申請の理由								

高知県立学校授業料等徴収条例第6条に基づき授業料等の免除を受けたいので、必要書類を添え申請します。
 なお、関係機関において免除決定に必要な事項を確認されることについて同意します。

令和 年 月 日

現住所

生徒氏名

保護者氏名

印

高知県教育長 様

様式第1号 (第6条関係)

授業料等免除申請書

フリガナ			年齢		現住所			
生徒氏名								
学校名	高等学校	分校	全日制・定時制・通信制	学年	年			
保護者の現住所								
同一生計者の状況								
続柄	氏名	年齢	職業(学年)	生徒本人との同居・別居	本年の収入見込額(円)	就労の可否(高齢・未成年者は除く)		
						就労の可否	否・やや否の理由(職種など)	
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
						可・やや否・否		
前年度の授業料等免除状況	<input type="checkbox"/> 有 (全額免除・半額免除)		<input type="checkbox"/> 無		交通遺児の該当	<input type="checkbox"/> 有		
授業料等免除申請の理由								

高知県立学校授業料等徴収条例第6条に基づき授業料等の免除を受けたいので、必要書類を添え申請します。
 なお、関係機関において免除決定に必要な事項を確認されることについて同意します。

令和 年 月 日

現住所

生徒氏名

保護者氏名

印

高知県教育長 様

別表（第6条関係）

高知県立高等学校授業料等免除申請書添付書類一覧表

免除に関する要綱	対象者又は対象世帯	添付書類（証明者）	備考
第4条第1項1号 (ア)	生活保護受給世帯 (高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る)	生活保護受給証明書 ※高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない旨の記載があること (市町村長又は福祉事務所長)	免除期間中に保護の停止又は廃止の決定があった場合にあっても当該年度中は引き続き免除する
第4条第1項1号 (イ)	児童養護施設入所者	施設入所証明書(施設長)	施設長が保護者として申請する場合は不要
第4条第1項2号	<u>保護者等の市町村民税の課税標準額が35万円未満の世帯</u>	所得・課税証明書 (市町村長)	所得・課税証明書は同一世帯に属する者(所得のない未成年者を除く)全員の <u>当該年度分(前年の所得に基づくもの)</u> を提出
第4条第1項3号	家屋等が半壊(半焼)以上の被害を受けた世帯	・所得・課税証明書 (市町村長) ・罹災証明書又は被災及び程度を証する書類(市町村長)	・所得・課税証明書は同一世帯に属する者(所得のない未成年者を除く)全員の <u>当該年度分(前年の所得に基づくもの)</u> を提出
第4条第1項4号	特別の事情のある者	・所得・課税証明書 (市町村長) ・教育長が必要と認める書類	所得・課税証明書は同一世帯に属する者(所得のない未成年者を除く)全員の <u>当該年度分(前年の所得に基づくもの)</u> を提出

別表（第6条関係）

高知県立高等学校授業料等免除申請書添付書類一覧表

免除に関する要綱	対象者又は対象世帯	添付書類（証明者）	備考
第4条第1項1号 (ア)	生活保護受給世帯 (高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る)	生活保護受給証明書 ※高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない旨の記載があること (市町村長又は福祉事務所長)	免除期間中に保護の停止又は廃止の決定があった場合にあっても当該年度中は引き続き免除する
第4条第1項1号 (イ)	児童養護施設入所者	施設入所証明書(施設長)	施設長が保護者として申請する場合は不要
第4条第1項2号 (ア)(イ)(ウ)	(ア)市町村民税非課税世帯 (イ)市町村民税均等割のみを納付する世帯 (ウ)市町村民税の課税標準額が35万円未満の世帯	所得・課税証明書 (市町村長)	所得・課税証明書は同一世帯に属する者(所得のない未成年者を除く)全員の前年分を提出
第4条第1項3号	家屋等が半壊(半焼)以上の被害を受けた世帯	・所得・課税証明書 (市町村長) ・罹災証明書又は被災及び程度を証する書類(市町村長)	・所得・課税証明書は同一世帯に属する者(所得のない未成年者を除く)全員の前年分を提出
第4条第1項4号	特別の事情のある者	・所得・課税証明書 (市町村長) ・教育長が必要と認める書類	所得・課税証明書は同一世帯に属する者(所得のない未成年者を除く)全員の前年分を提出

高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱施行細則

1 免除基準は、原則として次のとおりとする。(R2.4.1～R5.3.31適用)

免 除 要 件	決定区分
生活保護世帯に属する者（高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る）	全額免除
児童養護施設入所者	全額免除
保護者等の市町村民税の課税標準額が35万円未満である場合	半額免除
火災・風水害等による家屋等の半壊（半壊）以上の被害を受けた場合	保護者等の市町村民税の課税標準額が35万円以上の世帯 半額免除
特 別 の 事 情	
(1) 家計が急変した場合	・保護者等の倒産・失業、同一生計者の病気・事故等による生活困窮であって、 保護者等のいずれもが障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 全額免除 保護者等のいずれもが障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 半額免除 保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、同一生計者に長期療養者（見込まれる者を含む）又は就学（園）者が2人以上いる 半額免除
	・保護者等の死亡、病気、事故による生活困窮であって、 保護者等のいずれもが障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 全額免除 保護者等のいずれもが障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 半額免除 保護者等のいずれかが稼働能力がある 半額免除
(2) その他特に配慮が必要な場合	全額免除 半額免除

2 課税額区分の適用

要綱第4条第1項第2号に規定する市町村民税の課税標準額の適用については、生徒及び生徒の父母の課税標準額を合算した額により、免除の決定を行う。

ただし、父母等にかわって家計を支えている扶養義務者（民法第877条の規定により扶養義務を負う者）がある場合は、その者に係る課税標準額も合算する。主たる家計支持者であるかどうかは、「世帯構成員のうち最多収入の者であるか」「当該生徒を市町村民税算定上、扶養控除の対象にしているか」「当該生徒を健康保険等において扶養家族としているか」などにより、総合的に判断する。

3 学習に対する意欲についての判断

- (1) 学校長の意見書等により判断する。
- (2) その原因が病気等特別な事情がある場合を除き、次に掲げる者については、原則として、免除の対象としない。
 - (ア) 原級留置により進級できなかったため、同一学年を重ねて履修する者
 - (イ) 単位制による課程に在籍する者にあつては、前年度において全日制の課程では年間24単位以上、多部制及び定時制の課程では年間18単位以上の単位を履修していない者。
- (3) 適用にあたっては、当該生徒の家庭環境等をも考慮したうえで判断する。

4 専攻科に在籍する生徒についての取扱い

高等学校の専攻科に在籍する生徒については、高知県公立高等学校修学支援事業（専攻科の生徒への修学支援）により、世帯の所得状況に応じて高等学校等専攻科修学支援金（以下、「専攻科支援金」という。）が支給される場合がある。

【専攻科支援金の支給対象及び支給額】（令和2年4月1日適用）

- ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
月額 9,900円
- イ 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）
月額 4,950円

高等学校の専攻科に在籍する生徒については、専攻科支援金の受給と授業料免除を併用できることとし、この場合の免除決定については、当該生徒の専攻科支援金の認定状況を確認したうえで行うこととする。

高知県高等学校授業料等免除取扱要綱施行細則

1 免除基準は、原則として次のとおりとする。(H30.4.1～H33.3.31適用)

免 除 要 件	決定区分
生活保護世帯に属する者（高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る）	全額免除
児童養護施設入所者	全額免除
保護者等が 市町村民税非課税 市町村民税が均等割のみ 市町村民税の課税標準額35万円未満	①保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 ②保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、 ・同一生計者に就学（園）者が5人以上いる 全額免除 上記①②以外 半額免除
火災・風水害等による家屋等の半壊（半壊）以上の被災	市町村民税が非課税、均等割のみ、課税標準額35万円未満の世帯 全額免除 市町村民税の課税標準額35万円以上の世帯 半額免除
特 別 の 事 情	
(1) 家計が急変した場合	保護者等の倒産・失業、同一生計者の病気・事故等による生活困窮であって、 ・保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 全額免除 ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 半額免除 ・保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、 同一生計者に長期療養者（見込まれる者を含む） 又は就学（園）者が2人以上いる 半額免除 保護者等の死亡、病気、事故による生活困窮であって、 ・保護者等のいずれもが ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が著しく困難 全額免除 ・障害・病気、高齢、家族介護等のため就労が制限されている 半額免除 ・保護者等のいずれかが稼働能力がある 半額免除
(2) その他特に配慮が必要な場合	全額免除 半額免除

2 課税額区分の適用

要綱第4条第1項第2号に規定する市町村民税の課税標準額の適用については、生徒及び生徒の父母の課税標準額を合算した額により、免除の決定を行う。

ただし、父母等にかわって家計を支えている扶養義務者（民法第877条の規定により扶養義務を負う者）がある場合は、その者に係る課税標準額も合算する。主たる家計支持者であるかどうかは、「世帯構成員のうち最多収入の者であるか」「当該生徒を市町村民税算定上、扶養控除の対象にしているか」「当該生徒を健康保険等において扶養家族としているか」などにより、総合的に判断する。

3 学習に対する意欲についての判断

- (1) 学校長の意見書等により判断する。
- (2) その原因が病気等特別な事情がある場合を除き、次に掲げる者については、原則として、免除の対象としない。
 - (ア) 原級留置により進級できなかったため、同一学年を重ねて履修する者
 - (イ) 単位制による課程に在籍する者にあつては、前年度において全日制の課程では年間24単位以上、多部制及び定時制の課程では年間18単位以上の単位を履修していない者。
- (3) 適用にあたっては、当該生徒の家庭環境等をも考慮したうえで判断する。

